茅野市社会福祉協議会情報紙



Vol.84 2011年 3月号



ふみだそう、福祉でまちづくり



◎これからの夢は、諏訪地方の子ども

地域の人がいたこと

自己肯定感(自分を好きになること)

自分たちを理解してくれた大人、

自分で声をあげていく重要性

主体性を大切にした関わり

あそびの場の専門職員の確保

これらを包括的に請け負う団体

NPO法人の立ち上げ

異年齢の人とのかかわりができる場

同年代、仲間のいる居場所

の居場所・あそびの充実



市民が安心して暮らせる豊かな地域づくりのきっかけとしてもらうことを目的に、毎年、

シャララカレッジとは

社会問題や社会福祉に関する様々な課題や問題をテーマとして開催しています。

半田さんから、 あそびの中で自己実現をしてほしい」 を補う」「今の子どもに望むことは、 自分が地域のために、足りない部分 「自分が変われば、地域が変わる」 「後光」が差していた。

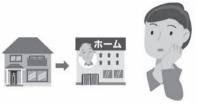
関する活動に精力的に携わっている。 る。帰国後は、「子どものあそび」に 現地の方が自立した生活ができるよう リカにわたり、HIVの撲滅活動や スの大学で開発学を学ばれた後、アフ どチノチノ」の構想や運営に携わり 話を聞く機会に恵まれた。半田さんは代子ども運営委員長、半田(裕さんの) 信大工学部に進まれる。更に、イギリ 茅野高校在学中に、「CHUKOらん KOらんどチノチノ」 んだこと 三月は巣立ちの季節。 「CHUKOらんどチノチノ」で学 ピーナッツバターの製造に関わ から巣立った初 過日「CHU



◆こんなことでお困りではありませんか?

親と離れて

暮らしています



最近、親の認知症が進んできたので、老人ホームに入居させたいと考えている。その資金のために、私が財産処分を代行したい。

夫婦二人で

暮らしています



子どもがいないので、いざという時に備えて、安心できるところへ財産管理などを お願いしておきたい。

障害を持つ家族と

暮らしています



息子は、生まれたときからの重度の知的 障害があり、将来、私たち両親が亡くなっ た後のことが心配だ。

親と一緒に

暮らしています



認知症で寝たきりの父の面倒を看て金銭 管理をしてきたが、兄弟から疑われてしま う。

一人暮らしを

しています



最近、物忘れが多くなり、認知症の疑い もあるので、ひとり暮らしの老後がとても 不安だ。

近隣に独居老人が

暮らしています



年金生活の一人暮らしのおばあちゃんが、 訪問販売で必要もない高額な商品を買って しまっているようだ。

◆どこに相談に行けばいいの?

成年後見制度に関する詳細や利用に関するご相談は、各保健福祉サービスセンタ―へご相談 ください。



東部保健福祉サービスセンター (玉川・豊平・泉野) 82-0026 西部保健福祉サービスセンター (宮川・金沢) 82-0073

中部保健福祉サービスセンター(ちの・米沢・中大塩) 82-0107

北部保健福祉サービスセンター(湖東・北山) 77-3000



教えて!成年後見制度



◆成年後見制度とはどんな制度?

私たちは契約を前提とする社会に生きています。スーパーで野菜やお肉、あるいはコンビ ニエンスストアでおにぎりを買うのも契約書を作ったりはしませんが、お金を払い、品物を 受け取るという契約です。

契約をするには、自分自身の行為の結果がどのようになるか判断できる能力が必要となり ます。判断能力が十分でない場合、不利益をこうむってしまう恐れがあります。そうならな いように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。



後

見

保

佐

◆成年後見制度にはどのようなものがあるの?

成年後見制度を利用するには一定の要件を満たす必要があります。また、成年後見制度は 法定後見制度と任意後見制度の2つに分けられ、判断能力の程度など本人の事情に応じて制 度を選べるようになっています。

将来の不安に備えたい方に すでに判断能力が不十分な方に 任意後見制度 法定後見制度 判断能力がほとんどありません ひとりで決められます 日常的な買物も自分にはできません。 現在は、大丈夫ですが、将来の不 家族の名前、自分の居場所など、ごく日常的なことが 安に備えたいと思います。 わからなくなっています。 常に援助が必要です 日常的な買物はできますが、重要な財産行為*はでき 本人が自覚しない物忘れがしばしばあります。

援助が必要な場合もあります

補 助

重要な財産行為*には、誰かに援助してもらう必要が あります。

物忘れがあり、本人にもその自覚があります。

※重要な財産行為とは、不動産などの財産の管理・保存・処分、金融機関との取引などです。



◆成年後見人等にはどのような人が選ばれるの?

成年後見人等は、本人のために、どのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家 庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家やその他第 三者が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことが可能です。



◆成年後見人等はどんなことをするの?

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など本人の身の回りの事柄にも目を配り ながら本人を保護・支援をします。また、本人の財産管理や契約などの法律行為に関する職 務もあります。ただし、食事の世話や実際の介護、入院や施設入所の際の身元引受人、医療 同意などは成年後見人等の職務ではありません。

高齢社会の中、認知症や精神上の障害などで、自分で判断することがむずかしい人たちを法律の面から 守り、保護していくことが成年後見制度です。

しかし、地域の中で、「見守りを必要とする人たちの暮らし」は成年後見人だけで守ることはできません。 ヘルパーや民生委員、行政・社協職員などそれぞれが役割分担をして見守っていくと同時に、地域に住 む私たちも周囲の人に関心を持ち、一緒になって見守っていくことが「だれもが安心して暮らせる地域」 に繋がります。

共同募金 **赤い羽根募金** 10月1日~12月31日

平成22年度 赤い羽根共同募金の報告

総額は10,150,907円でした。 ご協力ありがとうございました。

皆様からご寄付いただいた募金のうち、3,764,000円が県内の福祉施設などに配分され、6,386,907円が茅野市へ配分されます。市内では各地区の地区社会福祉協議会活動を始め、地区民生児童委員協議会、高齢者クラブ、母子父子福祉会、身体障害者福祉協会、遺族会、地区子ども会育成会などの活動に充てられています。

◆各地区の戸別募金 単位:円

ちの	1,476,157
宮川	1,294,436
米沢	408,975
豊平	740,832
玉川	1,506,555
泉野	305,077
金沢	446,600
湖東	392,460
北山	532,780
中大塩	256,901

◆各地区の法人募金 #位:□

¥ 11 - 0 - 1	- 16-17 - 4-77
宮川	512,000
米沢	207,500
豊平	344,500
玉川	147,000
泉野	97,000
金沢	212,000
湖東	343,000

単位:円

52.697

◆学校の募金

単位:円

永明小学校	13,418
宮川小学校	17,109
米沢小学校	5,664
豊平小学校	11,191
泉野小学校	3,299
金沢小学校	7,840
北山小学校	2,089
永明中学校	13,354
長峰中学校	6,525
東部中学校	5,422

◆その他の募金

ちの地区高齢者クラブ	180,200
宮川地区高齢者クラブ	153,040
玉川地区高齢者クラブ	127,787
泉野地区高齢者クラブ	33,841
金沢地区高齢者クラブ	61,317
北山地区高齢者クラブ	72,318
中大塩地区高齢者クラブ	14,000
縞枯山荘	33,462
(有) 黒百合	112,561



お知らせ

「不要になった入れ歯回収しています」

入れ歯の金属部に含まれる金、銀、パラジウムを回収売却し、収益は世界中で飢えや病気で苦しむ子どもたちの救済資金や、地域福祉活動事業に活用されます。

回収ボックス 茅野市役所(塚原)

その他

設置場所 茅野市総合福祉センター(塚原)

茅野市老人福祉センター(北大塩)

問い合わせ先 茅野市社会福祉協議会 (TEL73-4431)

"清拭布をお寄せください"

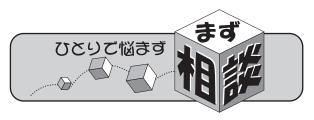
介護の現場では、できるだけペーパータオルを使わず古布を、手洗いの後の手拭や清拭布として再利用しています。

家庭や旅館等で使わなくなったシーツ、浴衣、手拭やタオル、Tシャツなど(木綿、洗濯済)がありましたらご寄付をお願いします。

- *切っていただける場合は、手のひらサイズ (15cm×10cm) くらいでお願いします。
- *ご連絡いただければ、お伺いしますのでご協力をお願いします。

届け先及び連絡先 茅野市社会福祉協議会 (TEL73-4431)

●再生が可能なものは再利用することが大切です。それが福祉・環境に役立ちます。



人生には様々な悩みがあります。だれにも相談できない、どこに相談したらよいかわからない。そんなときは、まず社協にお電話ください。

心配ごと相談

どんなことでもご相談ください

毎週金曜日 午前9時~正午

相談員:心配ごと相談員

心の悩み相談には、事前の予約が必要です。(カウンセラー、精神保健福祉士が対応)

結婚相談

結婚を望まれる方の相談窓□

毎月第1・3土曜日

午後1時~午後4時

第2.4金曜日

午後6時30分~午後8時30分

相談員:結婚相談員

司法書士の法律相談(予約制)

身近な法律に関する相談

毎月第2水曜日 午後3時~午後5時

相談員:司法書士 予約電話/73-4431

あなたと家族の悩み相談 ~家族のサポートライン~

ご家族を亡くされた方、病気に直面されている方 ご相談ください

毎月第1:3月曜日 午後2時~午後4時

相談員:ボランティア 直通電話/82-0400

福祉やボランティアについての相談

月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時30分 電話/73-4431 FAX/73-8030

相談は、総合福祉センター3階の相談室または1階の社協事務所までお越しください

社協情報紙 マミナッ Vol.84 2011年 3月号

2011年3月1日

発行/社会福祉法人 茅野市社会福祉協議会 編集/やらざあ編集委員会

〒391-0002 茅野市塚原2-5-45

TEL (0266)73-4431 FAX (0266)73-8030

URL: http://sharara.or.jp

E-mail: support@sharara.or.jp

今月は

クロスワードパズル



クロスワードを解いて二重枠を並び替えて、季節にあった 言葉を作ってください。

〈たて〉

- 1、5月5日は何の日?
- 2、枝豆をすりつぶしたお盆の郷 土料理は○○もち?
- 3、夏目漱石の小説
- 6、身から出た〇〇
- 8、箱根のおみやげ○○○細工
- 10、どんど焼の時に行う厄○○

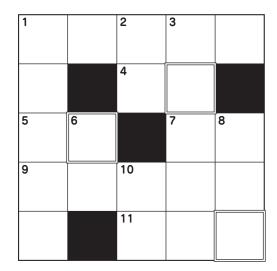
〈よこ〉

- 1、5月の空に泳ぐのは?
- 4、来年の干支は?
- 5、勇猛で荒々しい人
- 7、○馬の友
- 9、不景気で売れ行きは

00000

11、子どもは風の子

000な子



応募要領

クイズの答え、住所、氏名、年齢(年代)、電話番号に 社協へのご意見、ご要望、やらざあの感想、つぶやきなど 一言添えて社協までお送り下さい。正解者の中から抽選で 3名の方に図書カードを差し上げます。

応募締め切り

3月末日

前回のクイズの答え

①-/\ ②-へ ③-イ ④-ホ ⑤-□ ⑥-二

当選者

中瀬洋子さん(ちの)、樽井洋子さん(ちの)、金井優子さん (宮川)、小林亜希子さん(玉川)、牛山フミ子さん(湖東) 当選された方には図書カードをお送りいたします。たく

さんのご応募ありがとうございまし t-



お知らせ

1月号のクイズ「方言わかるかな?」には、多くの方からご 応募いただきありがとうございました。

また、多くの「読者の声」も寄せていただきましたが、紙面の都合上、次号に掲載いたします。お楽しみに!

社協情報紙 ぐよぎまの発行にはみなさんの会費が使われています。